

株式会社帯広公害防止技術センター

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全従業員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2. 内 容

目標1

年次有給休暇の取得を年間平均付与日数の60%以上とする

(対 策)

令和4年4月～ 毎月ごとの有給休暇残日数等の定期的な社内周知を行う。

令和4年5月～ 有給休暇の取得状況の把握と集計を行い取得促進を図る。